

第1回加東市まちづくり推進市民会議資料

No.	資 料 名	頁
1	加東市まちづくり推進市民会議設置要綱	P. 1
2	まちづくり推進市民会議の設置について	P. 3
3	まちづくり推進市民会議の運営に関する申し合わせ（案）	P. 5
4	加東市総合計画進行管理実施方針（案）	P. 6
5	まちづくり推進市民会議運営手順（案）	P. 8
6	進行管理等に関する意見とその対応〈様式〉	P. 9
-	平成24年度総合計画主要施策進行管理シートⅠ・Ⅱ・Ⅲ（案）	別冊
-	加東市総合計画後期基本計画	別冊
-	第Ⅰ部 加東市行財政改革大綱《H22～H25》	別冊
-	第Ⅱ部 加東市行財政改革大綱実施計画《H22～H25》	別冊
-	加東市総合計画 3か年実施計画 平成25年度～平成27年度	別冊
-	公共施設マネジメント白書	別冊

企画部企画政策課

○加東市まちづくり推進市民会議設置要綱

平成25年3月27日

告示第22号

(設置)

第1条 加東市総合計画（以下「総合計画」という。）に基づいたまちづくりを、市民との協働により推進するとともに、簡素で効率的かつ透明性の高い行財政運営を構築するため、加東市まちづくり推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について調査審議するほか、総合計画に基づいたまちづくりについての意見を、市長に対して提案することができる。

- (1) 総合計画の進行管理に関すること。
- (2) 行財政改革の推進に関すること。
- (3) その他総合計画の推進に関して必要な事項

(組織)

第3条 市民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の推薦する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 一般公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 市民会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が必要に応じて招集する。ただし、座長（その職務を代理する委員を含む。）が定まっていないときは、市長が招集する。

2 会議の議長は、座長がこれに当たる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 座長は、必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 市民会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、座長が市民会議に諮って定める。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、市民会議に関し必要な事項は、座長が市民会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

まちづくり推進市民会議の設置について

1 設置の目的

平成 25 年度から 5 か年間のまちづくりの指針となる後期基本計画は、「成果が見える」また「成果を実感できる」まちづくりを進めるための計画として、その進捗状況をしっかりと管理していくことが重要です。

そこで、行政内部での点検・評価、検証だけでなく、外部の視点から点検・評価、検証いただく機会（機関：まちづくり推進市民会議）を設け、計画の実効性を確保し、行政の説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画を進めます。

【後期基本計画（計画の位置付け）】

- ① 市の将来像を実現するための行政経営計画…指標の設定
- ② 市民と協働で進めるまちづくり計画

2 まちづくり推進市民会議の設置

まちづくり推進市民会議は、総合計画に基づいたまちづくりを総合的に点検・評価、検証する組織として、総合計画の進行管理だけでなく、「行財政改革の推進」を所掌事務に含めており、行政評価システムの外部評価組織に位置付けます。（※「行財政改革推進委員会」は、発展的解消として廃止しました。）

- (1) 名 称 加東市まちづくり推進市民会議
- (2) 所掌事務
 - ①総合計画基本計画及び実施計画の進行管理に関すること
 - ②行財政改革の推進に関すること
 - ③その他総合計画の推進に関して必要な事項
 - ④総合計画に基づいたまちづくりについて提案できる。
- (3) 組 織
 - ①委員数は 20 人以内で、任期は 2 年とする。（再任は妨げない。）
 - ②委員は、市長が委嘱する。
 - ・各種団体の推薦する者
 - ・識見を有する者
 - ・市民を代表する者（一般公募による者）
 - ・その他市長が必要と認める者

※総合計画審議会委員と行財政改革推進委員会委員の経験者の参画を得ています。

3 推進体制

行政内部と外部組織の双方向から総合計画の進捗状況を総合的に管理する体制とし、この体制を行政評価システムに位置付けします。

まちづくり推進市民会議は、政策、施策、事務事業を明確に区分せずに総合的に総合計

画の進行を管理します。

行政は、毎年度の（サマー・オータム）レビューにあわせて、政策・施策と課題のある事務事業について点検します。

※日常業務の中で、部長を中心にPDCAサイクルに基づき事業を点検しています。

※主要事業は、3か月ごとの部長会議で、進捗状況を管理しています。

【総合計画の進行管理と行政評価システムの推進体制】

総合計画	区分	行政評価	H25	H26	H27	H28	H29	H30～	
			第1次総合計画（後期基本計画）						第2次総合計画
策定	—	—					<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">総合計画審議会</div> ●市民アンケート		
推進	市民 (外部)	政策 施策 事務 事業 行 革	まちづくり推進市民会議		まちづくり推進市民会議			※開催不可	まちづくり推進市民会議
	行政 (内部)	政策	レビュー	レビュー	レビュー	レビュー	レビュー		
		事務事業				基本計画の総括			
		その他			●市民アンケート（中間）				
	行 革	第2次行革	※新たな取組手法により、行財政改革を推進						
			※25年度に、新たな大綱を策定するかなど今後の取組手法を検討する。						

まちづくり推進市民会議の運営に関する申し合わせ~~（案）~~

（平成 25 年 7 月 19 日決定）

1 市民会議の公開（会議の傍聴）について

- (1) 市民会議は、「加東市の会議の公開に関する指針」に基づき、公開とする。
- (2) 市民会議の公開は、傍聴を希望するものに当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (3) 市民会議の傍聴に関する事項は、「加東市の会議の傍聴要綱」に基づく。

2 代理出席について

各種団体等から推薦（選出）された委員については、代理出席を認める。

3 委員の交代について

各種団体等から推薦（選出）された委員については、各選出団体等での任期が終了した場合、委員を交代できる。

4 議事の表決について

議事等に関して表決が必要な場合は、挙手により行う。

5 会議録の作成について

- (1) 市民会議の会議録は、「加東市会議録作成規程」に基づき、要点筆記で作成する。
- (2) 会議録の署名は、座長及び副座長が行う。

6 会議録等の公開について

- (1) 会議録確定後、市のホームページで公開する。ただし、委員の氏名など発言委員を特定できる内容は、非公開とする。（座長及び副座長は、除く。）
- (2) 会議録とあわせて、会議資料を公開する。

7 その他

この申し合わせのほか、市民会議の運営に関して必要な事項は、座長が市民会議に諮って定める。

加東市総合計画進行管理実施方針~~（案）~~

1 目的

この実施方針は、「加東市総合計画」（以下「総合計画」という。）を効果的かつ効率的に推進するため、総合計画に掲げた「指標とその目標」（以下「指標とその目標」という。）の達成度を明らかにし、市民に公表するとともに、総合計画の円滑な推進に資することを目的とする。

2 進行管理の対象

「指標とその目標」（主要施策の進捗状況を定量的に測定するために設定した指標で、平成29年度に達成を目指す目標値を示す）を構成する事業とする。

3 進行管理の方法

総合計画の進行管理は、1次評価、2次評価及びモニタリングにより実施する。

(1) 評価

① 視点

(ア) 達成度

- a 指標の目標値に対して、実績値の達成率がどうか。
- b 主要施策を構成する事業の取組結果がどうか。また、主要施策の目標達成に貢献する事業として適正か。

(イ) 費用対効果

主要施策の目標達成のために、事業費や人員に見合った効果が得られているか。

② 実施主体

(ア) 1次評価：当該施策を所管する部長等が実施する。

(イ) 2次評価：1次評価の妥当性を検証するとともに、評価の精度を高めるため、まちづくり推進市民会議が実施する。

③ 実施年度

前年度の実績に基づき、毎年度実施する。

④ 時点

前年度末の時点の状況を基準として評価を行う。

⑤ 手順

(ア) 主要施策を構成する事業について、事業の所管課長が「指標とその目標」に照らし、事業実績の把握及び評価を行う。

(イ) 部長等は、所管課長の評価結果を基に、総合的な見地から主要施策進行管理シートを作成し、政策会議に付議して1次評価結果を確定させる。

(ウ) 1次評価結果を企画政策課がとりまとめ、市民会議に提出する。

- (エ) 市民会議は、担当部局に対しヒアリングを実施し、1次評価結果を基に専門的、かつ、客観的な視点から評価の妥当性等を検証し、2次評価結果報告書を取りまとめ、市長に提出する。
- (オ) 市長は、2次評価結果報告書の内容等を次年度以降の施策立案や組織、予算編成等に反映させるよう努めるものとする。

(2) モニタリング

① 趣旨

部長等は、2次評価を行った施策のうち、市民会議が選定した施策について、改善に向けた具体的な取組を改善工程表において明確化し、スピード感をもって推進することとする。

② 実施主体

(ア) 改善工程表：当該施策を所管する部長等が作成する。

(イ) モニタリング：改善工程表に記載された取組の実効性を高めるため、まちづくり推進市民会議が実施する。

③ 実施年度

原則として、毎年度実施する。

④ 取組期間

改善工程表を作成する年度を基準として、当該年度及び次年度を取組期間とする。

⑤ 手順

(ア) 2次評価を行った主要施策のうち、市民会議が選定した主要施策について、部長等が主要施策を構成する事業ごとに具体的な取組を記載した改善工程表を作成し、市民会議に報告する。

(イ) 改善工程表を作成した次年度において、部長等は、部内においてその進行状況を自己点検し、市民会議へ報告する。

(ウ) 市民会議は、各部等の取組状況を評価し、市長に提出する。

(エ) 市長は、市民会議から提出された内容等を踏まえ、次年度以降の施策立案や組織、予算編成等に反映させるよう努めるものとする。

4 結果の公表

評価結果、市の対応方針及び改善工程表について公表する。

5 予算体系との整合

政策体系と予算体系の整合を図り、市の取組ごとの予算額の合計を明示する。

平成25年度 まちづくり推進市民会議運営手順~~(案)~~

第1回市民会議 7月19日

* 公共施設のあり方検討特別委員会 7月22日 以後、随時開催

内部作業 8月～9月

24年度主要施策進行管理シート作成（1次評価）

10月政策会議（9月末開催予定）において「主要施策進行管理シートⅠ」の各指標の目標達成率を確定（25年度のみ）。26年度以降は、シートⅠ、Ⅱ、Ⅲを作成。

第2回市民会議 10月

* 総合計画進行管理

Ⅰ 文化 未来を拓く人を育む 文化のまち

～

Ⅲ 安心 健やかで心がふれあう やさしいまち

* 第2次行財政改革中間とりまとめ

第3回市民会議 11月

* 総合計画進行管理

Ⅳ 活力 魅力ある資源を活かした 誇りのもてるまち

～

Ⅵ 協働 多様なきずなが織りなす 協働のまち

Ⅶ 実現に向けて まちづくりの目標を支える自主自律の行政経営

内部作業 1月～2月

25年度主要施策進行管理シート作成。部長等が1次評価を実施

第2次行財政改革まとめ

第4回市民会議 2月～3月

* 24年度総合計画進行管理総括 → 市民会議による2次評価（26年度以降） →
改善工程表の作成（26年度以降）

* 第2次行財政改革まとめ

評価の基準

1次評価

- A：目標値を達成
- B：目標値を80%以上達成
- C：目標値を60%以上達成
- D：目標値が60%未満
- －：目標値を測定できない

2次評価

- A：施策の目標達成に向けて十分に事業の効果が表れている
- B：施策の目標達成に向けて一部の事業の取組に改善が必要
- C：施策の目標達成に向けて事業の取組に大幅な改善が必要

進行管理等に関する意見と市の対応

委員名	
-----	--

シート	委員の意見	市の対応

※7月31日までに、事務局に提出してください。(FAX: 42-5633)

※メールでの提出を希望される場合は、申し出てください。データを送信します。